

Tourist Visa on Arrival（到着時観光ビザ）の延長について

2024 年 10 月 21 日から 1 年間を試行期間として、観光目的でネーピードー、ヤンゴン及びマンダレー国際空港から入国する一般旅券を所持する日本国民に対して、Tourist Visa on Arrival（到着時観光ビザ）が開始されました。

今般、ミャンマー外務省からは、本措置を 1 年間延長する旨、連絡があったところです。当館が詳細を確認したところ、本措置に係る要件や内容には変更はないとのことです。

当館が把握している到着時観光ビザの要件等は以下のとおりです。

- 1 空港到着後、到着時観光ビザの申請書を記入。カラー写真 2 枚が必要（サイズは 1.2×1.5 インチ（約 3cm×4cm））。
- 2 到着時観光ビザの料金は 50 米ドル。滞在日数は 30 日が付与。
- 3 今回の到着時ビザは観光のみ対象。
- 4 パスポートの残存有効期間は最低 6 ヶ月必要。
- 5 滞在期間の延長は不可。
- 6 オーバーステイとなった場合は罰則金が課される。

※ その他、当地滞在中のホテルの予約票は、入国審査時に求められる可能性があるため、引き続き携行することをお勧めします。

本件詳細については、ミャンマー・イミグレーションにお問い合わせください。

現在、ミャンマーにおいては、危険情報レベル 2「不要不急の渡航は止めてください。」及び一部地域ではレベル 3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発出されています。ミャンマーへ渡航を計画される方は、たびレジに登録するとともに、常に最新の安全情報の入手に努めるようにしてください。

外務省海外安全ホームページ（ミャンマー）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_018.html#ad-image-0

このお知らせは、在留届にメール・アドレスを登録された方、及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録をされた方に配信しています。

■問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館領事班

電話：9 5－1－5 4 9 6 4 4～8

メール：ryoji@yn.mofa.go.jp